　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥労基協発第５３号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年１１月２６日

　事　業　者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　鳥取労働局登録教習機関

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（一社）鳥取県労働基準協会

令和３年度「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者

技能講習」（鳥労登教第７７号）の開催案内（臨時第２回）

　標記講習会を下記のとおり臨時開催します。関係業務があれば該当者をもれなく受講されますよう、ご案内します。（交替制又は出張や休暇などの場合には代替者が必要です。）

労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等が改正され、金属をアーク溶接する作業等において、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれが明らかになった溶接ヒューム等へのばく露を防止する措置の実施が必要となり、「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任することが義務付けられました。

（選任義務；令和４年４月１日～）

　金属アーク溶接等作業

　　・金属をアーク溶接する作業

　・アークを用いて金属を溶接し、またはガウジングする作業

　・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業

（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません。）

記

１．受講定員　１００名　定員になり次第締め切ります。

２．講習期日、会場

臨時第２回　期　日 令和４年　２月１４日（月）・１５日（火）

　　　　　　　会　場 倉吉体育文化会館　大研修室（倉吉市山根５２９－２）

３．講習日程

第１日　　９：３０～　９：５０ 受付

　　９：５０～１０：００　事務局説明

　１０：００～１７：１５ 関係法令(2h)／作業環境の改善方法(4h)

　第２日　１０：００～１８：２０ 保護具(2h) ／健康障害とその防止措置(4h)／

学科修了試験(1h)

　　　　　（学科は休憩時間（昼食及びその他）を含みます。）

４．受講料　１４，０８０円（消費税、テキスト１，９８０円含む）

５．講習申込み手続き

　（１）別紙「申込書」で申し込んでください。受講料は「銀行振込」か「現金書留」で支払い、当協会に郵送してください。なお「銀行振込」の場合は「振込依頼書」等の写しを申込書に添付してください。（ＡＴＭでも可）

「現金書留」の場合は申込書と受講料を同封してください。

　「銀行振込」は下記の口座にお願いします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 鳥取銀行鳥取支店 | 普通 | №０２７３２２３ | （一社）鳥取県労働基準協会 |

（２）写真（縦３．０㎝×横２．４㎝）が２枚必要になります。

申込書の右上の欄に糊付けしてください。

（修了証用の写真は、後ではがしますので軽く貼っておいてください。）

（３）受講申込後の受講取消については、講習の１週間前までに申し出があった場合を除いて、受講料をお返ししませんので、ご注意ください。

（４）受講申込者には、講習日の１週間前に「受講票」を郵送いたしますので、受講当日は必ず「受講票」を持参し、講習開始１０分前までに受付を済ませてください。

学科修了試験を実施しますから、筆記用具を忘れないようにしてください。

６．郵送先は下記のとおり。その他不明な点（締切、学科等）についても、下記へお尋ねください。

〒689-1112 鳥取市若葉台南１－１７　（一社）鳥取県労働基準協会

Tel（０８５７）５２－７３００　　Fax（０８５７）５２－７３１１